

- 1 議案名 徳島県立学校規則等の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 学校教育法施行規則の一部が改正され、改正内容のうち高等学校及び特別支援学校高等部において「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることについて平成31年4月1日以降入学生から適用する特例が定められたこと等に伴い、関係する教育委員会規則について所要の改正を行う必要がある。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立学校規則等の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 学 校 教 育 課</p>
	<p>担当者名 助 道 和 雄</p>
	<p>電話番号 三、一 三 四</p>
<p>改正理由 学校教育法施行規則の一部が改正（平成三十四年四月一日施行）され、改正内容のうち高等学校及び特別支援学校高等部において「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることについて平成三十一年四月一日以降入学生から適用する特例が定められたこと等に伴い、関係する教育委員会規則について所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、次に掲げる教育委員会規則について所要の整備を行うこととした。 1 徳島県立学校規則 2 徳島県立高等学校通信教育規則 3 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則 二 1についてその他所要の改正を行うこととした。 三 この規則は、平成三十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成三十一年文部科学省令第三号） 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成三十年文部科学省令第二十八号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「特別活動及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動」に改め、同条第四項中「道徳」の下に「特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間」を加え、「自立活動及び総合的な学習の時間」を「及び自立活動」に改める。

第二十九条の二第二項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

第三十一条の二第二項中「従つて総合的な学習の時間」の下に「及び総合的な探究の時間」を加え、「学習活動を行い」を「履修し」に改め、「総合的な学習の時間」の下に「及び総合的な探究の時間」を加え、「ねらい」を「目標」に、「及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」に改め、同条第二項中「科目」の下に「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」を加え、「又は当該学年の総合的な学習の時間における学習活動を再度行わせ」を削る。

第三十六条中「にかかつたとき又はそのおそれがあるとき」を「にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれがあるとき」に改める。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間)」に改め、同条第一項中「及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」に改める。

第十三条第二項中「総合的な学習の時間」の下に「及び総合的な探究の時間」を加える。

第十四条第一項第三号中「各教科・科目」の下に「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」を加え、「かつ、総合的な学習の時間における学習活動を行つ」を削る。

(徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第三条 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(教育課程)</p> <p>第九条 教育課程は、校長の定める当該学校の指導計画(以下「指導計画」という。)に基づいて編成し、展開するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高等学校の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p> <p>4 特別支援学校の教育課程に係る指導計画(幼稚部に係る部分を除く。)は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科又は各教科・科目、道徳、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の時間配当並びに計画の編成方法を含むものでなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第九条 教育課程は、校長の定める当該学校の指導計画(以下「指導計画」という。)に基づいて編成し、展開するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高等学校の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p> <p>4 特別支援学校の教育課程に係る指導計画(幼稚部に係る部分を除く。)は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科又は各教科・科目、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに計画の編成方法を含むものでなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(留学)</p> <p>第二十九条の二 高等学校及び特別支援学校の高等部においては、校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。</p> <p>2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の当該学校における履修を当該学校における履修とみなし、<u>三十六単位</u>を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(留学)</p> <p>第二十九条の二 高等学校及び特別支援学校の高等部においては、校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。</p> <p>2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の当該学校における履修を当該学校における履修とみなし、<u>三十単位</u>を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(単位の認定)</p> <p>第三十一条の二 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従って各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p> <p>2 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足するものについて、当該学年の科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を再履修させ</p>	<p>(単位の認定)</p> <p>第三十一条の二 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従って各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って総合的な学習の時間において学習活動を行い、当該学年におけるその成果が、総合的な学習の時間のねらいからみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目及び総合的な学習の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p> <p>2 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足するものについて、当該学年の科目、又は当該学年の総合的な学習の時間における学習活</p>

<p>3 (略)</p> <p>（出席停止）</p> <p>第三十六条 校長は、生徒等が感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒等の出席を停止させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>（出席停止）</p> <p>第三十六条 校長は、生徒等が感染症にかかつたとき又はそのおそれがあるときは、当該生徒等の出席を停止させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

2 徳島県立高等学校通信教育規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間）</p> <p>第五条 通信教育の各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）によるものとする。</p>	<p>（各教科・科目及び総合的な学習の時間）</p> <p>第五条 通信教育の各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な学習の時間は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）によるものとする。</p>
<p>（評価、認定）</p> <p>第十二条 各教科・科目の評価は科目ごとに、添削指導、面接指導、試験等の成績により、総合判定して行うものとする。</p> <p>2 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の評価は、添削指導、面接指導等の成績により、総合判定して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（評価、認定）</p> <p>第十二条 各教科・科目の評価は科目ごとに、添削指導、面接指導、試験等の成績により、総合判定して行うものとする。</p> <p>2 総合的な学習の時間の評価は、添削指導、面接指導等の成績により、総合判定して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>（卒業）</p> <p>第十四条 実施校の校長は、生徒が次の各号に該当し、かつ、高等学校の全課程を修了したと認められる場合は、卒業証明書を授与しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 学習指導要領に規定するすべての生徒に履修させる各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を履修したと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（卒業）</p> <p>第十四条 実施校の校長は、生徒が次の各号に該当し、かつ、高等学校の全課程を修了したと認められる場合は、卒業証明書を授与しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 学習指導要領に規定するすべての生徒に履修させる各教科・科目を履修し、かつ、総合的な学習の時間における学習活動を行ったと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

3 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号） 新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二条 県立学校には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤講</p>	<p>第二条 県立学校には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤講</p>

師を含む。以下同じ。)及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、室長補佐、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、係長、主任、主任主事、主任司書、主事、司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。

2 } 13 (略)

14 } 1
1 特別活動主任は、指導教諭又は教諭のうちから命ずるものとし、校長の監督を受け、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間以外の教育活動に関する事項をつかさどる。

15 } 40 (略)

師を含む。以下同じ。)及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、室長補佐、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、係長、主任、主任主事、主任司書、主事、司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。

2 } 13 (略)

14 } 1
1 特別活動主任は、指導教諭又は教諭のうちから命ずるものとし、校長の監督を受け、各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動に関する事項をつかさどる。

15 } 40 (略)

1 改正の理由

学校教育法施行規則の一部が改正（平成34年4月1日施行）され、改正内容のうち高等学校及び特別支援学校高等部において「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることについて平成31年4月1日以降入学生から適用する特例が定められたこと等に伴い、関係する教育委員会規則について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

次の表の中欄に記載する教育委員会規則を改正することとした。

	教育委員会規則の名称	改正等の概要
1	徳島県立学校規則	(1) 高等学校の指導計画に総合的な探究の時間を含める。 (2) 特別支援学校の指導計画に特別の教科である道徳、外国語活動及び総合的な探究の時間を追加する。 (3) 高等学校及び特別支援学校高等部における外国留学時認定可能単位数の上限を三十単位から三十六単位に改める。 (4) 高等学校及び特別支援学校高等部において認定される単位に総合的な探究の時間を追加する。 (5) 学校保健安全法第十九条の規定を踏まえ、生徒等を出席停止させることができる場合として、感染症にかかっている疑いがある場合を追加する。
2	徳島県立高等学校通信教育規則	高等学校の通信教育において履修させるものに総合的な探究の時間を追加するとともに、その評価、認定及び卒業に係る規定について所要の整備を行った。
3	徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則	特別活動主任がつかさどる事項から除かれるものに総合的な探究の時間を追加した。

3 施行期日

平成31年4月1日